

医療法人ときわ会 介護老人保健施設 明生園
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は介護保険法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるものほか、医療法人ときわ会が開設する介護老人保健施設明生園（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めることとする。

(事業の目的)

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援状態）と認定された利用者に対し、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が居宅での生活を維持できるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 3 入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。またやむを得ず拘束する場合は利用者又は家族に説明し、医師の指示の下に行うとともにその状態、拘束の理由等を記録する。
- 4 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次の通りとする。

名 称 医療法人ときわ会 介護老人保健施設 明生園
所在地 青森県南津軽郡藤崎町大字榎字龜田 2-1

(従業員の職種・員数・及び職務内容)

第5条 介護老人保健施設の従業者の職種、員数、及び職務内容は別表第1の通りとする。

(利用定員)

第6条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申し込みをしてい る当該日の介護保険施設サービスの定員数より実利用者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協

議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

- 2 食事は管理栄養士が管理し、適時適温に提供する。またその時間は次のとおりとする。

朝食 7:20 昼食 11:50 夕食 18:00

- 3 送迎の実施地域については次のとおりとする。

藤崎町、板柳町、青森市浪岡地区、田舎館村、黒石市

(利用料その他の費用の額)

第8条 当事業所の利用料は別表第2のとおりとする。

- 2 利用料の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又は家族にサービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得て行うものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は療養生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

- 2 利用者は外泊又は外出しようとするときは、その都度施設長に申し出て承認を得なければならない。
- 3 けんか・口論・泥酔・喫煙・嘗利行為・勧誘等他人に迷惑をかける行為をしてはならない。

(非常災害対策)

第10条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所総務職をあてる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……………年1回以上
- ② 利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 当施設は、サービス提供中に当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第12条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時に早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

（衛生管理）

- 第13条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
2. 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延のぼうしのための指針を定め必要な措置を講ずるための体制を整備する。
3. 管理栄養士、厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
4. 定期的に、鼠族、昆虫の発生予防・駆除を行う。

（その他運営に関する留意事項）

- 第14条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
② 継続研修 年最低1回
- 4 当施設は原則として月ごとに、職員の名簿、勤務時間等を明確にした勤務表を作成し掲示する。
- 5 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 7 相談及び苦情受付の窓口として支援相談員をあてるとともに1階ロビーに投書箱を設置する。
- 8 当施設では利用者の人権に十分配慮し、身体的、心理的虐待行為の禁止はもちろんの事、虐待防止に努めるため研修を通じて人権意識の向上や知識の習得に努めるものとする。
- 9 この規程に定めるもののほか当施設の運営に関する事項は基準省令第5条に定める重要事項説明書（利用定款）に定める。
- 10 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人ときわ会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- (付則) この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- (付則) この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- (付則) この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- (付則) この規程は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。
- (付則) この規程は令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- (付則) この規程は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。
- (付則) この規程は令和 6 年 9 月 1 日から施行する。